なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

① 掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の道路工事であること。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちそれぞれが上記①の施工実績を有すること。

⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③ 第１号２⑹①、③に同じ。

② １人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

3 総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸ 第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。

⑵ 総合評価の方法

①、③、④ 第１号３⑵①、③、④に同じ。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐ 技術提案の項目として「当該工事の効率化に係わる具体的な施工計画」

㋑、㋒ 第１号３⑵②㋑、㋒に同じ。

⑤ ②㋐の「当該工事の効率化に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷ ⑵②㋐「当該工事の効率化に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

4 入札手続等

⑴～⑷ 第１号４⑴～⑷に同じ。

⑸ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（簡易郵便と同等のものに限る。）すること。

①～③ 第１号４⑸①～③に同じ。

開札は、平成23年８月29日13時30分 関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5 第１号５に同じ。

6 Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹ The same with notice above (No. 1).

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the Kenou Expressway Ichiharaminami Area improvement No. 6

○第３号

1 工事概要

⑴ 品目分類番号 41

⑵ 工事名 圏央道平蔵川橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶ 工事場所 自）千葉県市原市田尾
至）千葉県市原市山小川

⑷ 工事内容

鋼３径間連続細幅箱桁橋

橋長Ｌ＝180.0m（支間長49.9m＋74.0m＋53.9m：幅員10.26m～20.392m）

工場製作工 約1,040ｔ

工場塗装工 約5,400㎡

工場製品輸送工 １式、架設工 １式

支承工 １式、合成床版工 約2,900㎡

橋梁付属物工 １式、仮設工 １式

⑸ 工期 契約締結の翌日から平成24年11月26日まで。

⑹ 使用する主要な資機材

鋼材 約1,040ｔ

⑺ 本工事は、入札時にＶＥ提案として「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒂～⒆ 第１号１⑻～⑿、⒂～⒆に同じ。

⒀ 第２号１⒀に同じ。

⒁ 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

2 競争参加資格

⑴、⑶、⑸、⑺～⑽ 第１号２⑴、⑶、⑸、⑺～⑽に同じ。

⑵ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷ 平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

① 第１号２⑷①に同じ。

② 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

③ 最大支間長が55m以上であること。

④ 床版支間長4.5m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記①～③は同一工事とし、④は別工事でもよい。なお、④を別工事とする場合は、①を満たすこと。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記①、②の施工実績を有すること。ただし、上記①、②は同一工事であること。

⑹ 当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成24年４月から平成24年11月までを予定する。

①～③ 第１号２⑹①～③に同じ。

3 総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸ 第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。

⑵ 総合評価の方法

①、③、④ 第１号３⑵①、③、④に同じ。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐ 技術提案の項目として 「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」

㋑、㋒ 第１号３⑵②㋑、㋒に同じ。